

太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)について

【設置者及び発電規模別の課税区分】

設置者	10キロワット以上 (余剰売電・全量売電)	10キロワット未満 (余剰売電)
個人(住宅用)	<p>【申告が必要】 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、申告の対象となります</p>	<p>【申告が不要】 売電するための事業用資産とはなりませんので、申告の対象外となります</p>
個人(事業用)	<p>【申告が必要】 個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、申告の対象となります</p>	
法人	<p>【申告が必要】 事業の用に供する資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、申告の対象となります</p>	

(1)令和2年4月1日から令和6年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	<p>自家消費型太陽光発電設備 ※公益財団法人 日本環境協会による『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金』を受けていることが必要となります ※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは特例の対象外となります</p>
適用期間及び内容	<p>対象設備について、新たに固定資産税を課せられることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します ・発電出力 1,000Kw未満⇒2／3(旧附則第15条25項1号) ・発電出力 1,000Kw以上⇒3／4(旧附則第15条25項2号)</p>
必要書類	<p>① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書(市のホームページからダウンロードできます) ② 公益財団法人 日本環境協会が発行する『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し</p>

◇根拠法令

旧地方税法附則第15条第25項

(2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	<p>一 認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 出力50Kw以上であること。</p> <p>ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)を受けて取得した設備</p> <p>(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の24第1項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備</p> <p>ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。</p> <p>ニ 公有地に設ける設備ではないこと。</p> <p>二 産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特例公募型研究開発費補助(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備 ※1,000Kw以上の場合は除く</p> <p><u>※経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けたものは特例の対象外となります。</u></p>
適用期間及び内容	<p>対象設備について、新たに固定資産税を課せられることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します。</p> <p>・発電出力 1,000Kw未満⇒2/3(附則第15条25項1号)</p> <p>・発電出力 1,000Kw以上⇒3/4(附則第15条25項3号)</p>
必要書類	<p>① 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書(市のホームページからダウンロードできます)</p> <p>② 対象の補助を受けていることを証する書類の写し</p> <p>③ 出力規模等が確認できる資料(仕様書、見積書等)</p>

◇根拠法令

地方税法附則第15条第25項